

平成22年10月8日

農林水産大臣 鹿野 道彦 殿

食料農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）についての意見

植物品種保護戦略フォーラム
座長 古在 豊樹

わが国は現在、食料農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）に未加盟であるが、以下のような理由により、早急に加盟を検討いただきたく、ここに意見をとりまとめましたので、政府方針の策定に反映して頂きますようお願いいたします。

日本は、食料農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）に、早期に加盟すべきである。

<理由>

1．わが国が ITPGRFA に未加盟であることによって、わが国の種苗会社や育成者に、以下のようなデメリットがある。

（1）日本が生物多様性条約（CBD）に加盟し、ITPGRFA に未加盟の場合、海外遺伝資源を国内の機関を通して導入した場合には標準材料移転契約（SMTA）を使えず、CBD の条件で導入することになり、利用条件が不明確で利用しづらくなる。

（2）遺伝資源の導入の際、提供国か利用国のどちらか一方でも ITPGRFA に加盟していれば、SMTA を採用することの妥当性を主張することができるが、両国ともに ITPGRFA 未加盟であると、交渉の際に SMTA の利用を主張することが難しくなる。

（3）CBD によるバイラテラルの方式による遺伝資源の導入は、現地での交渉力が必要であり、わが国の種苗会社や育成者には多くの困難を伴う。ITPGRFA に加盟し、マルチラテラル方式による遺伝資源の導入が不可欠である。

（4）新品種の開発には遺伝資源の導入が非常に重要である。ITPGRFA に加盟して容易に遺伝資源を利用できる国に対して、日本の品種開発競争力の低下が懸念される。

2．わが国が ITPGRFA に加盟することによって、わが国の種苗会社や育成者に、以下のようなメリットがある。

（1）日本が ITPGRFA に加盟することで、CBD での ABS の議論において、日本のポリシーとして ITPGRFA の考え方を議定書に反映するように主張することができる。

（2）日本が ITPGRFA に加盟することにより、発言の機会を得ることができて、クロップリストの拡大や生息域内にある遺伝資源への適用拡大、より適正な利益配分のルールの確立など、ITPGRFA 改善のための活動を行うことができる。

（3）ITPGRFA のマルチラテラル方式による利益配分は、条約理事会の基金にプールされ、途上国の生物多様性の維持などに利用されるため、遺伝資源導入の機会増加が期待される。

（4）植物育種に用いられる植物遺伝資源の円滑な移転は、新品種の開発のみならず食料の安全保障にも有効であり、ITPGRFA のような国際連合食糧農業機関（FAO）主導の分野別アプローチが重要となっている。これは、各国の種苗業界が加盟している国際種子連盟（ISF）も強く主張しているところである。

（5）わが国の種苗業界としては、ITPGRFA のマルチラテラル方式による遺伝資源へのアクセスと利益配分が、植物育種に対する正しいアプローチであると考えている。ISF と連携して、国際的にもこのような主張をしているところである。以上